

香港・マカオに渡航・滞在される方への注意喚起

2018年8月23日

在香港日本国総領事館

1 海外安全情報について

安全な旅行のため、出発前に安全情報を海外安全ホームページで確認するとともに、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録して、最新情報を入力してください。

保険には必ず加入し、万一に備え、家族、友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておいてください。

《参考》

海外安全ホームページ（外務省HP）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 海外で滞在するに当たっての具体的な注意事項

(1) 香港の治安状況は、犯罪発生率でみる限り良好と言えますが、日本人がスリや置き引きの被害に遭い、旅券（パスポート）などの所持品を盗まれるケースが多く報告されています。これらの犯罪に巻き込まれることがないように十分注意してください。

(2) 最近では、日本人による犯罪加害事案も報告されています。自らは犯罪を犯す意思がないものの、法令の不知や疑いのある行動をとることによって、犯罪加害者となることは海外ではよくあることです。海外に滞在しているということを十分認識し、渡航先の法令や習慣等をきちんと把握した上で、海外生活を送ってください。

海外生活で発生しがちな犯罪加害について、以下のとおり例示します。

ア 不法残留（オーバーステイ）

長期間海外で生活をしていると、海外に滞在しているという意識が希薄になりがちです。このような時に、ビザの更新を忘れてしまい、在留

期限を超過する事態が発生するものです。ビザのことについては、所属先や人任せにせず、必ず自らが責任を持って管理を徹底していく必要があります。

イ 不法就労・不法就労助長

香港・マカオの入境に当たっては、観光や限られた条件の下での短期的な就労活動等を行う場合、事前にビザを取得する必要のない、いわゆる査証免除措置がとられています。これはあくまで、観光等の限られた活動を行う場合に、事前にビザを取得する必要がないということであり、全ての活動を行うことが許されているわけではありません。

また、先に、短期滞在ビザで入境し、就労ビザ変更手続き中に短期滞在ビザでは許されていない活動を行った場合も不法就労に問われる可能性があります。

「見つからなければ良い」「これぐらいなら良いだろう」といった甘い認識で、与えられたビザでは許されていない活動を自分で行ったり、他人に行わせたりすると、不法就労・不法就労助長の罪に問われ、後々の人生を台無しにしてしまう可能性もあります。判断に迷った場合は、事前に現地イミグレーションに確認する等してください。

《参考》

短期的な活動のために来港する際の香港就労査証の要否・手続等についての説明会概要（当館HP）

<http://www.hk.emb-japan.go.jp/files/000380758.pdf>

ウ 強制猥せつ

バー等で仲良くなった外国人店員やお客と会話を楽しんだり、スキンシップをしているうちに、自分が猥せつ行為を行う意思がなかったり、自分は猥せつ行為と思っていなくても、相手方にとっては猥せつ行為であるととられ、逮捕されることがあります。バーのようなアルコールが入る楽しい場所においても、相手の立場に立ち、少しでも疑われる行動は控えてください。

エ 違法武器の所持及び持ち込み

日本では所持しているだけでは違法とされない物であっても、渡航先の法律上、トランジットの場合も含め、持ち込むことが禁止または制限されている物があります（例：スタンガン、催涙スプレー、ナックル、警棒等）。事前に渡航先の法令等を確認する等、法令遵守を心がけてください。

《参考》

違法物品の所持及び持ち込み（香港警察HP）

https://www.police.gov.hk/ppp_en/04_crime_matters/cpa/cpa_at_01.html

禁止武器について（マカオ政府HP）

http://bo.io.gov.mo/bo/i/99/45/declei77_cn.asp

海外安全対策情報（当館HP）

http://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/security_news.html

オ 高額な現金等の持ち込み

高額な現金等を香港またはマカオに持ち込む場合は、申告する義務があります。事前に渡航先の法令等を確認する等、法令遵守を心がけてください。

《参考》

高額な現金等の持ち込みの申告義務化（当館HP）

http://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/shikoku_20180424.html